

会則

第1章 総則

【第1条】 目的

社団法人東海建築連合会(以下「本会」という)は、戸建住宅建築に携わる事業者である会員が相互に助け合い、会員の業績の安定、業務拡大及び親睦を図るとともに、相互に業務拡大の情報を提供し、紹介受注を促進することを目的とする。

【第2条】 事業

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 会員相互間の業務拡大の情報提供及び紹介受注の促進に関する事業
- ② 紹介に係る業務について責任ある業務を推進することに関する事業
- ③ 会員相互間の建築情報の流通及び共同開発に関する事業
- ④ 会員相互間の親睦に関する事業
- ⑤ 会員の互助に関する事業
- ⑥ 前各号に付帯関連する事業

【第3条】 本部及び事務局の所在地

本会の本部は名古屋市中区に、事務局は愛知県春日井市に置く。

第2章 会員

【第4条】 専門業者会員

専門業者会員は、次に掲げる入会資格を全て満たし、理事会において入会を承認された者をいう。

- ① 戸建住宅の建築について所定の業務を行っていること。
- ② 創業後3期以上を経過していること。
- ③ 反社会勢力に所属又は関係していないこと。
- ④ 法人税、消費税等の租税公課を滞納していないこと。
- ⑤ 本会が指定する工事保険を付保していること。
- ⑥ 正会員1名以上の推薦を得ること。

【第5条】 専門業者会員の退会

専門業者会員が次の各号のいずれかに該当した場合、理事会の決議により退会を命じる。

- ① 入会資格に関する申告の内容に虚偽があり、又は資格を満たすことができなくなった場合
- ② 本会の主旨を理解せず互助行為に参画しなかった場合
- ③ 年会費を60日以上滞納した場合
- ④ 会則等に定める債務の支払いを怠った場合
- ⑤ 退会を希望した場合

【第6条】 特別会員

特別会員は、次に掲げる入会資格を全て満たし、理事会において入会を承認された者をいう。

- ① 本会の主旨を理解し、会員の互助に協力しうる業務に携わっていること。

- ② 創業後3期以上を経過していること。
- ③ 反社会勢力に所属又は関係していないこと。
- ④ 法人税、消費税等の租税公課を滞納していないこと。
- ⑤ 本会が指定する工事保険を付保していること。
- ⑥ 正会員1名以上の推薦を得ること。

【第7条】 特別会員の退会

特別会員が次の各号のいずれかに該当した場合、理事会の決議により退会を命じる。

- ① 入会資格に関する申告の内容に虚偽があり、又は資格を満たすことができなくなった場合。
- ② 本会の主旨を理解せず互助行為に参画しなかった場合。
- ③ 年会費を60日以上滞納した場合。
- ④ 会則等に定める債務の支払いを怠った場合。
- ⑤ 退会を希望した場合。

【第8条】 賛助会員

賛助会員は、次に掲げる入会資格を全て満たし、理事会において入会を承認された者をいう。

- ① 会の主旨を理解し、会員の互助に協力しうる業務に携わっていること。
- ② 創業後3期以上を経過していること。
- ③ 反社会勢力に所属又は関係していないこと。
- ④ 法人税、消費税等の租税公課を滞納していないこと。
- ⑤ 正会員1名以上の推薦を得ること。

【第9条】 建築家会員・工務店会員

建築家・工務店会員については、入会及び退会の規定を設けないこととする。

【第10条】 会費

会員の会費は、次のとおりとする。

専門業者会員	入会金	50,000円	月会費	10,000円
特別会員	入会金	50,000円	月会費	10,000円
賛助会員	入会金	無料	月会費	2,500円
建築家会員	入会金	無料	月会費	2,500円
工務店会員	入会金	50,000円	月会費	10,000円

※入会承認後10日以内に入会金及び月会費1年分の合計を当会の銀行口座に振込むこととする。

※次年度以降の月会費は、入会から1年を経過する月末までに翌1年分を前払いする。

※建築家会員は成約の際に売上の5%を当会へ支払うこととする。

第3章 役員

【第11条】 役員

- 1. 本会に、次の役員を置く。
 - ① 理事 6名
 - ② 監事 1名
- 2. 理事のうち1名を代表理事とする。

【第12条】 役員を選任

1. 理事は、総会の決議によって選任する。
2. 代表理事は、理事の互選により選任し、代表理事をもって会長とする。
3. 会長、副会長、会計は理事の互選とする。

【第13条】 理事の任期

1. 理事の任期は2年とする。但し、理事に欠員が生じた場合は、半期ごとの総会において補欠選任を行うものとし、補欠の理事の任期は前任者の残任期間とする。
2. 監事の任期は4年とする。

第4章 会議

【第14条】 理事会

理事会は、毎月1回以上の定例会にて開催するものとする。

【第15条】 総会

1. 総会は、年4回(1月、4月、7月、10月)開催するものとする。
2. 4月の総会において、次の事項を議決する。
事業計画、予算、事業報告、決算、役員を選任、会則の変更
3. 総会の議決は、出席者の議決権の過半数をもって行う。

【第16条】 会議に関する事項

1. 会長は、必要に応じて理事会を召集することができる。
2. 会議の議長は、会長又は会長の指名するものがこれにあたる。

【第17条】 議事録

会議の議事録は、本会の事務局が作成し、保管する。

第5章 有料サービス

【第18条】 会員特別料金

会員は、経営相談、税務相談、社員研修等の業務を会員特別料金で賛助会員から享受することができるものとする。

【第19条】 会則の改定

本会は、いつでも任意に会則を改定することができるものとし、改定後の会則は、本会のホームページに掲載して告知したときから適用するものとする。